

越谷荻島地域整備基本構想に係る
戦略的環境影響評価計画書

【概要版】

平成29年12月

越谷市

目 次

第 1 章 計画策定者の氏名及び住所.....	1-1
第 2 章 対象計画の概要.....	2-1
2.1 対象計画の名称及び種類.....	2-1
2.2 対象計画の目的.....	2-1
2.3 対象計画の概要.....	2-2
2.4 対象計画の実施区域及び関係市.....	2-5
第 3 章 対象計画の原案.....	3-1
3.1 対象計画の原案設定の経緯.....	3-1
3.2 対象計画の原案の内容.....	3-1
第 4 章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法.....	4-1
4.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定.....	4-1
4.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法.....	4-1
第 5 章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法.....	5-1
5.1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定.....	5-1
5.2 調査、予測、評価の手法.....	5-11
第 6 章 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）.....	6-1
6.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続きの実施計画.....	6-1
6.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画.....	6-2
第 7 章 調査等の受託者の氏名及び住所.....	7-1

第1章 計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：越谷市長 高橋 努

計画策定者の住所：埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

第2章 対象計画の概要

2.1 対象計画の名称及び種類

対象計画の名称：越谷荻島地域整備基本構想

対象計画の種類：複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

2.2 対象計画の目的

越谷市では、「第4次越谷市総合振興計画」、「越谷市都市計画マスタープラン」に基づき、住工混在の解消や既存事業者の規模拡大、市外からの企業誘致の推進等による地域産業の育成、雇用機会の拡大、将来にわたる安定的な財源の確保を目的として新たな産業用地を創出するための各種調査や検討を進めている。

越谷市は「東京に近い」、「交通利便性が優れる」という地域特性を持つ一方、住工混在が進行し、操業環境の悪化や工場の市外への流出が生じ、さらにその跡地が住居系の用途として利用されることにより産業用地のストックが減少するなどの悪循環が産業系の土地利用における大きな課題となっている。越谷市の地域活力を維持・発展させていくためには、これらの課題の解消に向けて、良好な操業環境を確保するとともに、将来的な事業の拡張の可能性や新たな企業の進出の受け皿を創出するための基盤整備を図ることが重要である。

本事業は、このような背景を踏まえ、越谷市西部に位置し、優れた交通利便性を持つ荻島地域において流通系施設と工場等の複合的な産業団地の整備を図るものである。対象計画区域の広域的位置を図 2.2-1 に示す。



2.3 対象計画の概要

2.3.1 対象計画の概要

対象計画区域は、越谷市荻島地域に位置する、国道 463 号バイパス沿道の約 28ha の範囲である。

荻島地域は「第 4 次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」において、新たな流通・工業系土地利用を推進する候補地区として位置づけられており、また、対象計画区域は主要幹線道路に隣接することから、越谷市の地域特性を活かした魅力的な土地利用を図る上で大きな可能性を有している。さらに、対象計画区域付近にて都市計画道路健康福祉村大袋線が計画されていることから、開発区域内の幹線道路との連絡による有効利用を見据えた整備を検討している。

これらのことから、新たな産業用地の創出を通じて産業機能の集積を図る対象計画の実施は、越谷市の地域活力の維持・発展とともに、県南地域における地域経済の活性化や埼玉県全体への波及効果も期待できるものであり、適切な基盤整備と企業誘致を図ることで、県及び市の産業発展を推進するものである。

2.3.2 対象計画区域の現状

対象計画区域は、埼玉県越谷市西部の荻島地域に位置し、国道 463 号バイパスに隣接している。

対象計画区域及びその周辺の地形はほぼ平坦である。土地利用は水田が多く、一部に住宅や工場・倉庫等が点在している。

対象計画区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地区域に指定されている。

基盤整備の状況として、対象計画区域の南側境界には東西方向に国道 463 号バイパスがあり、東側には南北方向に都市計画道路健康福祉村大袋線が計画されている。また、対象計画区域内には準用河川第二末田落し（農業用排水路として利用）が地区東から西に横断している。

2.3.3 対象計画の原案に記す内容

本戦略的環境影響評価においては、表 2.3-1 に示す「用地の形状」に関して、対象計画区域内の特性に配慮した計画の複数原案を設定する。

なお、「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針」の第 2、1 項及び別表 1 において検討が可能とされている複数原案の設定のうち、表 2.3-2 に示す「計画等の基本的枠組」及び「土地利用計画」については、上位計画である「第 4 次越谷市総合振興計画」、「越谷市都市計画マスタープラン」及びこれまでの検討経緯を踏まえて設定したため、複数原案の検討において代替案を作成しないこととした。

表 2.3-1 対象計画の原案の設定要素

対象計画の種別	複数原案の設定要素
複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）	用地形状

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1」

表 2.3-2 その他の要素を複数原案の設定要素に含めない理由

技術指針に示された要素	複数原案の設定要素に含めない理由	
複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）	計画等の基本的枠組	「第 4 次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」等に沿って設定したため。
	土地利用計画	

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1」

2.3.4 事業の策定手続きと戦略的環境影響評価との関係

複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)計画の策定手続きと戦略的環境影響評価の関係は、図 2.3-1 に示すとおりである。

戦略的環境影響評価は、複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)の基本構想の検討において配慮を行うべき環境影響要因と、影響を受ける環境項目を明らかにし、また、計画の実施にあたり、必要な環境影響評価等の環境配慮の手続きの検討に資する情報を整理し、公表することを目的として実施するものである。

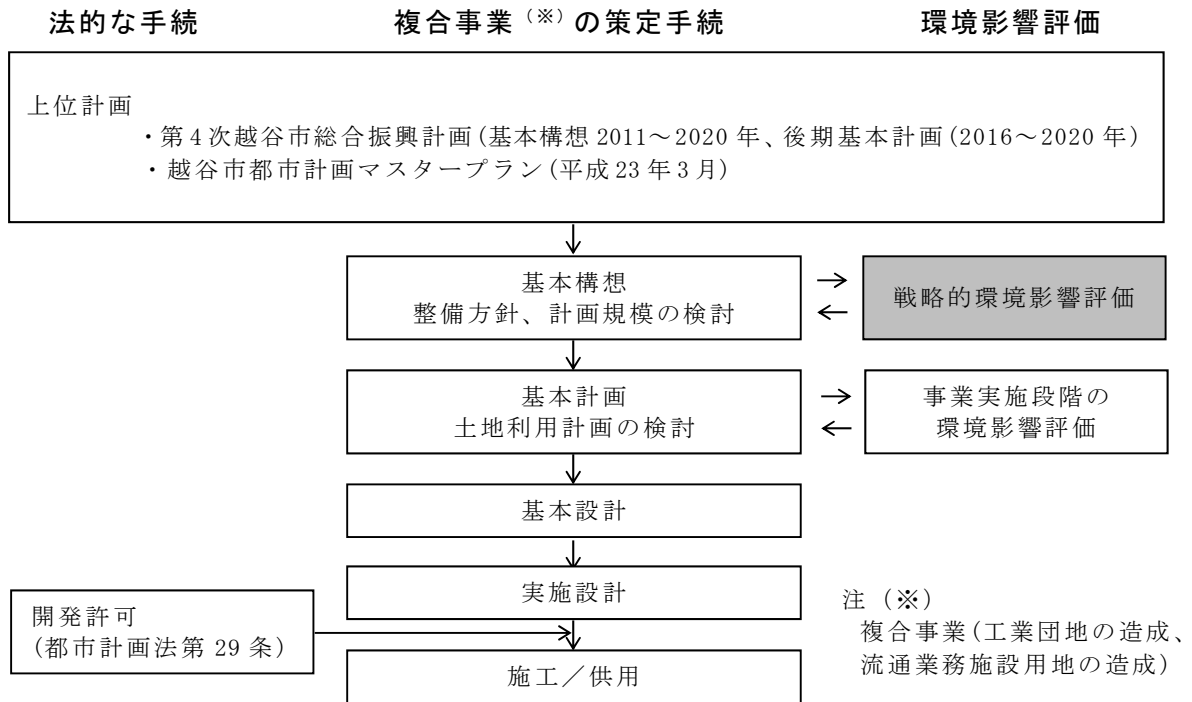


図 2.3-1 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

2.4 対象計画の実施区域及び関係市

対象計画の実施区域は、埼玉県越谷市である。

また、対象計画の関係市は、「埼玉県戦略的環境影響評価実施要領 別表第2」に基づき、対象計画が実施される区域の周囲3km以内の地域を基準として設定した。設定した関係市は、埼玉県越谷市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市の3市である。対象計画区域と関係市の位置を図2.4-1に示す。



図 2.4-1 対象計画区域と関係市

第3章 対象計画の原案

3.1 対象計画の原案設定の経緯

対象計画等の基本的枠組及び土地利用計画は、「第4次越谷市総合振興計画」及び「越谷市都市計画マスタープラン」等に沿ったものである。

3.2 対象計画の原案の内容

埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に定めている「複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）」に関する複数原案策定の基本的事項のうち、「計画等の基本的枠組」については、地区まちづくり会議やパブリックコメント等を踏まえて策定された、第4次越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープラン等をもとに、流通・工業系地域として、周辺農業や美しい田園景観に配慮した良好な環境を整備することとした。

「土地利用計画」については、第4次越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープラン等に示された土地利用構想に合致した区域の中で、交通の利便性や事業化の可能性を鑑みることにより、流通・工業系用途への転換を予定している。なお、交通については、国道463号バイパスなどの既存の交通施設と都市計画道路健康福祉村大袋線との交通導線を確保することとした。

表 3.2-1 計画原案の策定方針

項目	内容
すべての原案に共通する基本方針	①国道4号、国道463号バイパス及び東北自動車道へのアクセスの利便性や、都市計画道路健康福祉村大袋線の開通を想定し、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図るための土地利用計画とする。 ②越谷市の土地利用構想において、流通・工業系土地利用として事業化の可能性の高い区域設定とする
複数案の策定方針	対象計画区域周辺の環境への影響を配慮しながら、経済的効果及び社会的な影響を考慮し、3案を立案した。

表 3.2-2(1) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

A案 (約 28ha)

主要幹線道路沿線地域として、新たな流通・工業系土地利用を図る有力な候補地である。国道 463 号バイパスに接し、東北自動車道浦和 IC から約 3km 圏内で、国道 4 号バイパスや東京外かく環状道路への交通アクセスにも優れる立地に配置した。

また、国道と交差する都市計画道路健康福祉村大袋線も計画されており、幹線道路の結節点機能を活かした魅力ある産業集積地の形成を図ることのできる区域の案である。

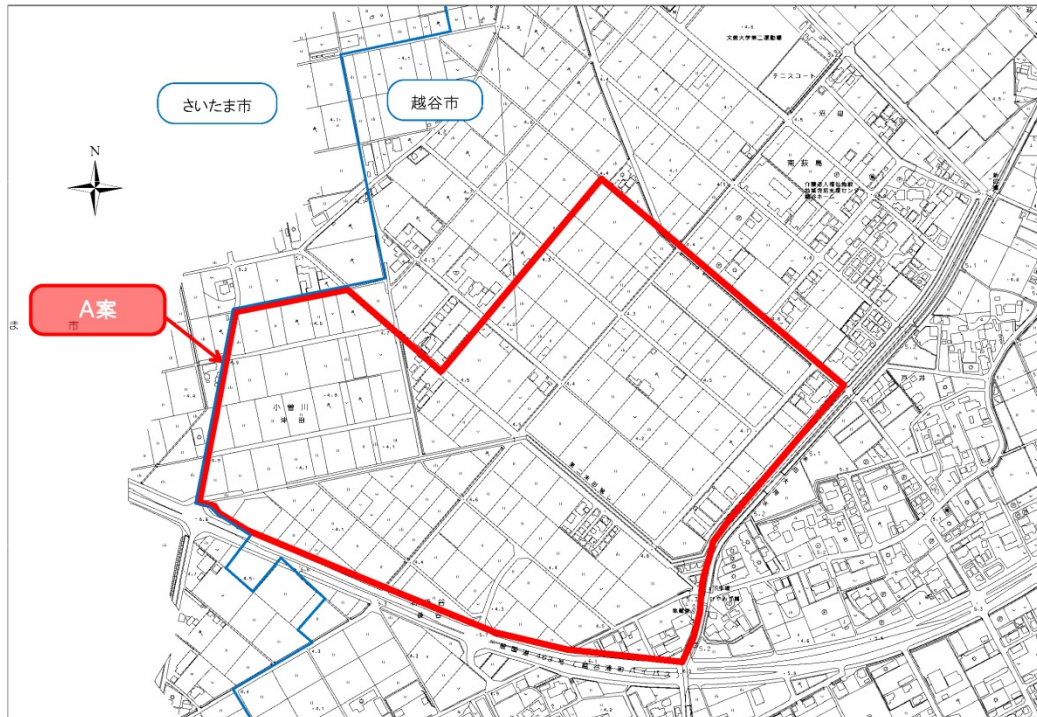


表 3.2-2(2) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

B案 (約 24ha)

A案を踏まえつつ、一定集積のある既存の住宅の生活環境や事業者の操業環境への影響を可能な限り抑え、現状を維持しながら、経済的効果を高められるよう配置した区域の案である。

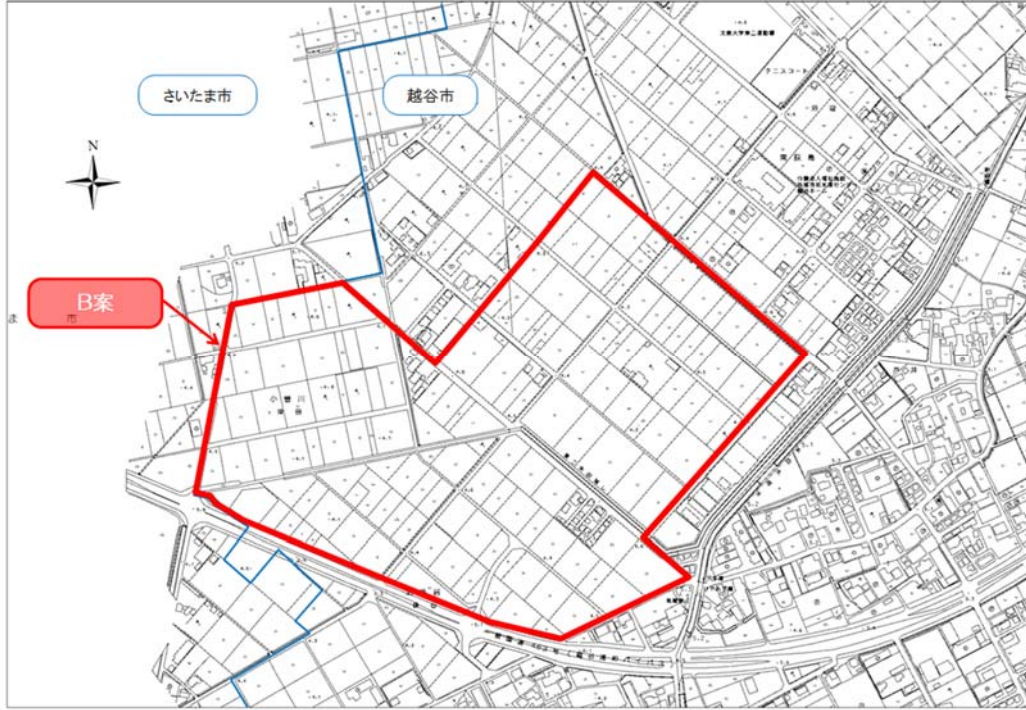
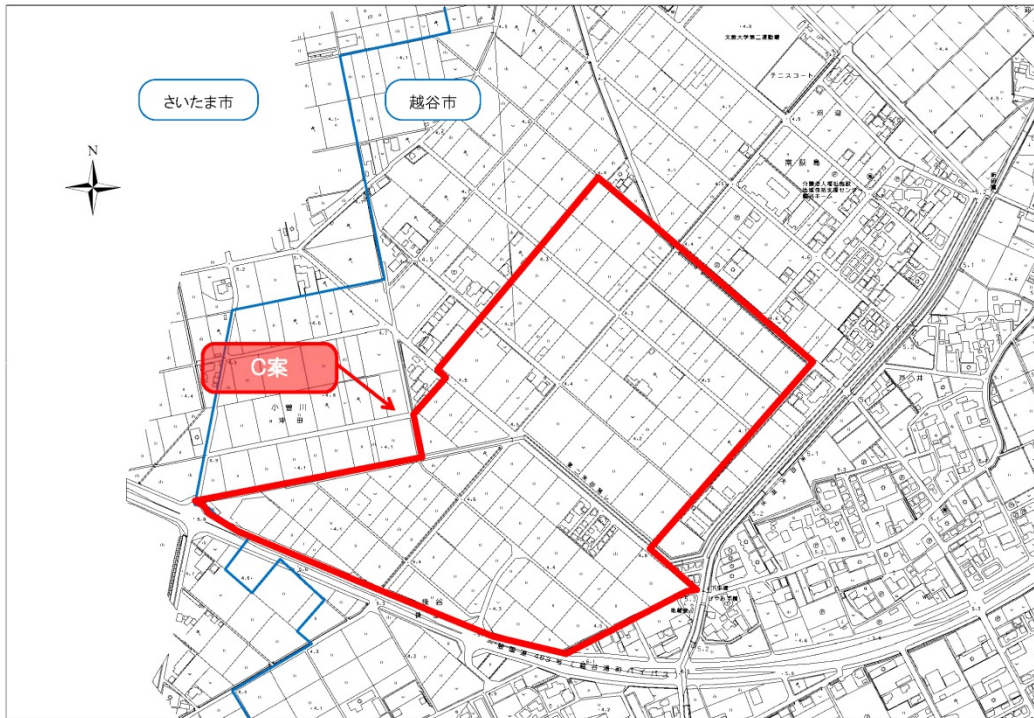


表 3.2-2(3) 計画原案の策定方針 各原案の考え方

C 案 (約 20ha)

A 案及び B 案を踏まえつつ、平成 26 年度に完了したさいたま市内の農業用水路改修に関する農業投資事業の実績を考慮し、当該事業の受益地である区域西側の農地における営農の継続を確保しながら、経済的効果が高められるよう配置した区域の案である。



第4章 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

4.1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 3」にあげられた「社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 関連する社会経済面の推計項目

社会経済要素	推計項目
事業に係る費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費 ・事業期間 ・事業採算性
事業の経済的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事、建設に伴う雇用促進の便益 ・新たな産業立地に伴う雇用促進の便益 ・宅地利用価値の増大（地価の比較） ・固定資産税等の税収便益 ・農業粗生産額の変化
事業の社会的な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通の改善 ・住民の移転

※出典：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 3」

4.2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

関連する社会経済面の調査、推計の手法については表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 関連する社会経済面の推計手法

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業にかかる費用等	概算事業費	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	事業期間	工事・建設の規模に基づいて、類似事例等に基づき算定する。
	事業採算性	近傍事例から販売価格を設定し、事業採算性＝販売価格×販売面積－概算事業費、として算定する。
事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益	工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	新たな産業立地に伴う雇用促進の便益	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	宅地利用価値の増大（地価の比較）	越谷市の類似事例に基づいて、事業を実施した場合の地価と、実施しない（現況の）地価との比較を行い、対象計画区域面積全体についての効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	越谷市の類似事例に基づいて、宅地面積、建築面積に基づき、事業効果を算定する。
	農業粗生産額の変化	越谷市の単位面積当たりの農業粗生産額に基づき、事業を実施した場合の農業粗生産額の変化を算定する。
事業の社会的な影響	地域交通の改善	土地利用計画に基づき、自動車類の発生集中交通量を推計し、算定する。
	住民の移転	土地利用計画に基づき、類似事例から事業に伴う雇用により市外からどの程度の住民が移転してくるかを算定する。

第5章 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

5.1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定

戦略的環境影響評価の対象とする項目は、図 5.1-1 に示す手順に従って選定した。

埼玉県戦略的環境影響評価技術指針及び埼玉県環境影響評価技術指針の影響要因と環境項目から表 5.1-1 及び表 5.1-2 の A 列に示す項目等を選定した。

次に、地域特性と対象計画の特性に基づき、表 5.1-1 及び表 5.1-2 の B 列に示すとおり絞込みを行った。

最後に戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目を表 5.1-1 及び表 5.1-2 の C 列に示すとおり選定した。

1 環境影響要因の把握

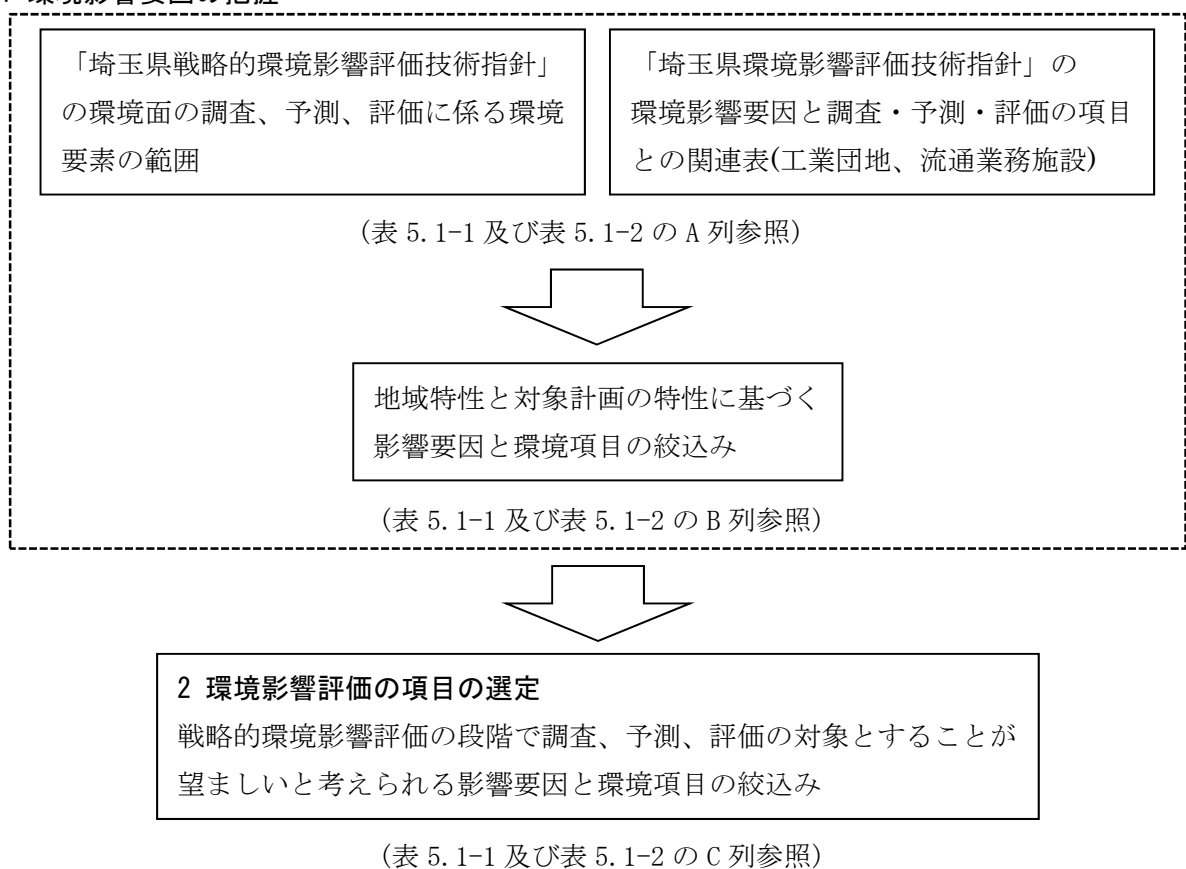


図 5.1-1 影響要因と環境項目の絞込み手順

表 5.1-1(1) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
工事中	建設機械の稼働	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物 ●粉じん ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		騒音・低周波音	●騒音 ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		振動	●振動 ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		動物	●保全すべき種 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、その地域特性に依存した保全すべき種が生息する可能性があるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、保全すべき種の生息の有無等の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、建設機械の稼働により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、地域を特徴づける生態系の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。

表 5.1-1(2) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目	
工事中	建設機械の稼働	自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、建設機械の稼働による影響は軽微であると考えられる。	－
		温室効果ガス等	●温室効果ガス	×建設機械の稼働により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		放射線の量	×放射線の量 建設機械の稼働により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。	－
	資材運搬等の車両の走行	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物 ●粉じん	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		騒音・低周波音	●騒音	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		振動	●振動	×資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。

表 5.1-1(3) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目	
工事中	資材運搬等の車両の走行	動物	●保全すべき種 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、その地域特性に依存した保全すべき種が生息する可能性があるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、保全すべき種の生息の有無等の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。	
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ×対象計画区域は主に農地として利用されてきた土地であり、この地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があるが、対象計画の工事内容、資材運搬等の車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。 なお、地域を特徴づける生態系の現状は、事業実施段階で調査の実施を検討する。	
		自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、資材運搬等の車両の走行による影響は軽微であると考えられる。	－
		温室効果ガス等	●温室効果ガス ×資材運搬等の車両の走行により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。	－
		放射線の量	×放射線の量 資材運搬等の車両の走行により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。	－

表 5.1-1(4) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目	
工事中	造成等の工事	大気質	●粉じん ×対象計画区域に近接して住居等が立地しているため、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。	
		水質	●浮遊物質量 ×対象計画区域内外には農業用水路等が整備されているため、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。	
		地象	×土地の安定性 造成等の工事にあたっては、土地の安定性を図るために、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、工事による影響は軽微であると考えられる。	－
		動物	●保全すべき種	●造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種の生息環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		植物	●保全すべき種、植生及び保全すべき群落	●造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		生態系	●地域を特徴づける生態系	●造成に伴う土地利用の改変により、地域を特徴づける生態系の悪化、変化、消失が懸念される。
		自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、造成等の工事による影響は軽微であると考えられる。	－

表 5.1-1(5) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(工事中)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
工事中	造成等の工事	廃棄物等	●廃棄物、残土 ×造成等の工事により廃棄物、残土が発生するが、対象計画の内容・規模、工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		温室効果ガス等	●温室効果ガス ×造成等の工事により温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		放射線の量	×放射線の量 造成等の工事により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないと考えられる。

表 5.1-2(1) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目
存在・供用時	造成地・施設の存在	水象	●河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈 ●造成地・施設の配置により、土地利用が変化し、河川への流入水量が変化するなど、地域の水象が変化する可能性があると考ええる。
		地盤	×地盤沈下造成等の工事にあたっては、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。
		地象	×土地の安定性、地形及び地質、表土の状況及び生産性造成等の工事にあたっては、調査・設計段階で技術的な検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることになるため、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。
		動物	●保全すべき種 ●造成に伴う土地の改変により、保全すべき種の生息環境の変化、消失が懸念される。
		植物	●保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量 ●造成に伴う土地の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の変化、消失が懸念される。
		生態系	●地域を特徴づける生態系 ●造成に伴う土地の改変により、地域を特徴づける生態系の変化、消失が懸念される。
		景観	×景観資源 対象計画区域内には、保全対象となる景観資源は存在しない。 ●眺望景観 ×施設の配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、造成地の存在による影響は軽微であると考えられる。

表 5.1-2(2) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		●：選定する項目 ×：選定しない項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目	
存在・供用時	造成地・施設の存在	史跡・文化財	×指定文化財、埋蔵文化財対象計画区域には指定文化財、埋蔵文化財は存在しない。	
		日照障害	●日影の状況	
		電波障害	●電波受信状況	
	施設の稼働	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物、二酸化硫黄又は硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、大気質に係る有害物質等	●対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象計画区域外への影響が考えられる。
		騒音・低周波音	●騒音、低周波音	×対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		振動	●振動	×対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		悪臭	●臭気指数又は臭気の濃度	×対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		水質	●生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等、底質に係る有害物質等、地下水の水質に係る有害項目	×対象計画区域内外には農業用水路等が整備されているため、施設の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、施設の規模・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		土壌	●土壌に係る有害項目	×施設の稼働による土壌汚染の影響については、施設の内容・配置計画等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。

表 5.1-2(3) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目(存在、供用)

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		影響が想定される環境項目	●：選定する項目 ×：選定しない項目 －：B列の除外項目	
存在・供用時	施設の稼働	自然とのふれあいの場	×自然とのふれあいの場 対象計画区域周辺には、しらこぼと運動公園、県営しらこぼと水上公園及び県民健康福祉村があるが、距離が離れていることから、施設の稼働による影響は軽微であると考えられる。	－
		廃棄物等	●廃棄物、雨水及び処理水	×施設の稼働による廃棄物等が発生し、対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容及び規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。
		温室効果ガス等	●温室効果ガス	●施設(想定)の稼働により、現況と比較して温室効果ガス排出量が増加する。
	×オゾン層破壊物質		×業種によっては施設の稼働によってオゾン層破壊物質が発生し、対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容及び規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることが相応しい。	
	自動車交通の発生	大気質	●二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して大気質への影響が付加される。
		騒音・低周波音	●騒音	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して騒音の影響が付加される。
		振動	●振動	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して振動の影響が付加される。
温室効果ガス等		●温室効果ガス	●供用時の自動車交通の発生により、現況と比較して温室効果ガス排出量が増加する。	

表 5.1-1 及び表 5.1-2 において、戦略的環境影響評価の段階で対象とすることが望ましい影響要因と環境項目を表 5.1-3 に整理した。

また、選定理由等は表 5.1-4 に示すとおりである。

表 5.1-3 環境項目の選定の考え方と該当する環境要因と環境項目

考え方	該当する影響要因と環境項目
本事業計画案の検討によって、環境への影響に有意な差が生じると考えられる項目	<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全すべき動物種、保全すべき植物種、植生、保全すべき群落及び地域を特徴づける生態系への影響 <p>【存在・供用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造成地及び施設の存在による水象への影響 ・ 造成地及び施設の存在による保全すべき動物種、保全すべき植物種、植生、保全すべき群落及び地域を特徴づける生態系への影響 ・ 施設の稼働による大気質への影響 ・ 自動車交通の発生による大気質、騒音、振動への影響 ・ 施設の稼働、自動車交通の発生による温室効果ガス発生量

表 5.1-4 戦略的環境影響評価の項目の選定理由

環境項目		選定理由
地球環境	温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働により、対象計画区域から現況よりも温室効果ガス発生量が増加するため。 ・ 自動車交通の発生により、現況よりも自動車の走行による温室効果ガス発生量が増加するため。
水環境	水象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成地及び施設の存在により、地下浸透などの水循環に影響を与える可能性があるため。
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働により、大気質への影響が想定されるため。 ・ 自動車交通の発生により、大気質への影響が想定されるため。
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車交通の発生により、騒音の影響が想定されるため。
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車交通の発生により、振動の影響が想定されるため。
自然環境	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の造成工事により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。 ・ 造成地及び施設の存在に伴い、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。
	植物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の造成工事により、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。 ・ 造成地及び施設の存在に伴い、保全すべき植物、植生及び保全すべき群落に影響を与える可能性があるため。
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。 ・ 造成地及び施設の存在に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。

5.2 調査、予測、評価の手法

5.2.1 調査、予測の手法

戦略的環境影響評価の段階で選定した環境面の項目の調査、予測の手法は、表 5.2-1 に示すとおりである。

調査は、原則として既存資料に基づくものとし、必要に応じて現地踏査やヒアリングで補足することとする。

表 5.2-1(1) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働 自動車交通の発生	①調査事項 ・施設用途 ・施設稼働時の排出原単位等 ・自動車交通の発生量 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働により発生する二酸化炭素の量について、原単位等を用いて推計する。
			①調査事項 ・造成、施設整備による浸透面の変化 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	現況と造成地・施設の存在後の浸透面積及び浸透係数を比較することにより、水循環への影響の程度を推計する。
大気環境	大気質	施設の稼働	①調査事項 ・施設稼働時の排出原単位等 ・施設の燃料使用量 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	施設の稼働により発生する大気汚染物質濃度の変化の程度について、原単位等を用いて推計する。
		自動車交通の発生	①調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車の排出原単位等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	自動車交通により発生する大気汚染物質の濃度の変化の程度について、原単位等を用いて推計する。
	騒音・振動	自動車交通の発生	①調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車の音響パワーレベル等 ・周辺道路の状況等 ②調査の範囲 ・対象計画区域 ③調査方法 ・既存資料等の収集・整理	自動車交通により発生する騒音及び振動の程度について、原単位等を用いて推計する。

表 5.2-1(2) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
自然環境	動物	造成等の工事 造成地・施設が存在	①調査事項 ・保全すべき動物種の現況 ・保全すべき動物種の生息環境の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき動物種及びその生息環境を把握し、これらがどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	植物	造成等の工事 造成地・施設が存在	①調査事項 ・保全すべき植物群落の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	保全すべき植物群落がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。
	生態系	造成等の工事 造成地・施設が存在	①調査事項 ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布、量の現況 ②調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺 ③調査方法 ・原則、既存資料等の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査及びヒアリング	地域の動植物の生息・生育環境がどの程度の影響を受ける可能性があるかについて、現況と計画の比較により整理する。

5.2.2 評価の手法

評価項目ごとに、事業を実施した場合における環境への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、個々の原案の間で影響が明確に異なる場合は、原案の比較評価を行う。

第6章 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）

6.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続の実施計画

6.1.1 計画書の周知

(1) インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境部環境政策課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価計画書を公開する。ホームページアドレスは、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 計画書を公開するインターネットホームページ

所在	アドレス
埼玉県 環境部 環境政策課	http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0501/index.html
越谷市 都市整備部 都市計画課	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/ku-rashi/sumai/oshirase/strategy.html

(2) 広報誌等による周知

越谷市の広報誌等において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を周知する計画である。

(3) その他の手法による周知

計画書を埼玉県庁及び関係地域にあたる市役所等において縦覧に供する。

6.1.2 計画書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価計画書に対する意見は、縦覧期間中に、窓口、郵送で受け付ける。意見の受付窓口となる住所・宛先及び意見提出要領は、表 6.1-2 の内容を予定する。

表 6.1-2 計画書に対する意見の受付窓口及び提出要領

住所・宛先	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号 越谷市役所 都市整備部 都市計画課
意見提出要領	・意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。 ・意見書の提出対象である計画書の名称（「越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書」）を併記する。

6.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画

6.2.1 報告書の周知・説明

(1) 広報誌等による周知

越谷市の広報誌等において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を周知する計画である。

(2) 説明会の実施

戦略的環境影響評価報告書に係る説明会を報告書縦覧期間中に1回実施する。

開催場所、日程等は、報告書公開時に合わせて周知する計画である。

第7章 調査等の受託者の氏名及び住所

名称：日本都市技術株式会社東日本支社

代表者の氏名：東日本支社長 井出 慎一郎

主たる事業所の住所：千葉県松戸市本町 14-1 松戸本町センタービル 4F

名称：株式会社建設技術研究所 東京本社

代表者の氏名：代表取締役社長 村田 和夫

主たる事業所の住所：(環境部) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-14-6 CTI さいたまビル